⑮　10欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑹までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、６欄「ホ」⑵によることとします。

⑴～⑹　（略）

⑯　６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、９欄の「ロ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑰　（略）

４．（略）

第四十九号の三様式（第十条の四の十関係）（Ａ４）

（第三面）

敷地別概要

【１．敷地の番号】～【６．敷地面積】　（略）
【７．現に存する建築物の容積率】 【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略） 【ホ．認定機械室等の部分】 【ヘ．自動車車庫等の部分】～【ル．宅配ボックスの設置部分】　（略） 【ヲ．その他の不算入部分】 【ワ．住宅の部分】～【タ．容積率】　（略）
【８．現に存する建築物に係る許可・認定等】～【10．備考】　（略）

（注意）

１．～３．（略）

４．第三面関係

①～⑫　（略）

⑬　７欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」は共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類

⑮　10欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑹までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、６欄「ホ」⑵によることとします。

⑴～⑹　（略）

⑯　６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、９欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。

⑰　（略）

４．（略）

第四十九号の三様式（第十条の四の五関係）（Ａ４）

（第三面）

敷地別概要

【１．敷地の番号】～【６．敷地面積】　（略）
【７．現に存する建築物の容積率】 【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略） （新設） 【ホ．自動車車庫等の部分】～【ヌ．宅配ボックスの設置部分】　（略） （新設） 【ル．住宅の部分】～【カ．容積率】　（略）
【８．現に存する建築物に係る許可・認定等】～【10．備考】　（略）

（注意）

１．～３．（略）

４．第三面関係

①～⑫　（略）

⑬　７欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」は共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類